

社会福祉法人 石井記念愛染園定款

制定 昭和 27 年 05 月 07 日

改定 昭和 28 年 07 月 24 日

昭和 31 年 09 月 15 日

昭和 32 年 06 月 11 日

昭和 35 年 04 月 20 日

昭和 38 年 06 月 22 日

昭和 41 年 01 月 13 日

昭和 44 年 12 月 13 日

昭和 46 年 02 月 22 日

昭和 56 年 07 月 24 日

昭和 59 年 08 月 16 日

平成 01 年 04 月 20 日

平成 02 年 02 月 26 日

平成 03 年 03 月 26 日

平成 03 年 08 月 09 日

平成 04 年 06 月 15 日

平成 05 年 04 月 16 日

平成 05 年 07 月 08 日

平成 06 年 05 月 13 日

平成 09 年 06 月 20 日

平成 09 年 12 月 16 日

平成 10 年 08 月 03 日

平成 12 年 03 月 15 日

平成 13 年 01 月 18 日

平成 13 年 05 月 23 日

平成 13 年 12 月 28 日

平成 14 年 05 月 08 日

平成 14 年 06 月 21 日

平成 15 年 04 月 22 日

平成 15 年 06 月 24 日

平成 15 年 12 月 25 日

平成 16 年 12 月 14 日

平成 17 年 04 月 19 日

平成 17 年 09 月 27 日

平成 18 年 05 月 16 日

平成 19 年 05 月 11 日

平成 20 年 05 月 27 日

平成 20 年 08 月 27 日

平成 22 年 01 月 14 日

平成 25 年 08 月 27 日

改定 平成 26 年 07 月 10 日

平成 27 年 03 月 24 日

平成 27 年 05 月 26 日

平成 29 年 02 月 20 日

平成 29 年 08 月 29 日

平成 30 年 07 月 03 日

令和 元年 07 月 23 日

令和 02 年 07 月 31 日

令和 06 年 08 月 14 日

令和 07 年 06 月 18 日

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、故岡山孤児院長石井十次氏並びにその事業を記念するため、大原孫三郎氏が大正 6 年公益法人として設立した石井記念愛染園の事業を継承し、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、基督教主義により次の社会福祉事業ならびに公益事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 無料低額診療事業の経営

(ロ) 保育所の経営

(ハ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ニ) 児童厚生施設の経営

(ホ) 隣保事業の経営

(ヘ) 老人デイサービス事業の経営

(ト) 在宅介護支援センター運営事業の経営

(チ) 老人居宅介護等事業の経営

(リ) 老人短期入所事業の経営

(ヌ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ル) 生計困難者に対する支援相談事業の経営

(ヲ) 障害福祉サービス事業の経営

(ワ) 放課後児童健全育成事業の経営

(3) 公益事業

(イ) 居宅介護支援事業

(ロ) 訪問看護事業

(ハ) 訪問リハビリテーション事業

(ニ) 居宅療養管理指導事業

(ホ) 愛隣地区特別保育対策事業

(ヘ) 総合相談窓口業務の受託経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人石井記念愛染園という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を大阪市浪速区日本橋五丁目 1 6 番 1 5 号に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 1 1 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3. 増員により選任された評議員の任期は、他の評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 4 0 0 , 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別途定める報酬等の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構 成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 1 0 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬総額
- (3) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 1 1 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 1 2 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項又は招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 1 2 条の 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決 議)

第 1 3 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第 1 5 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 1 4 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員会のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 1 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6 名以上 1 0 名以内

(2) 監 事 2 名

2. 理事のうち 1 名を理事長とする。
3. 理事長以外の理事のうち、1 名が副理事長となることができる。
また 1 名あるいは 2 名が常務理事となることができる。
4. 副理事長は、理事長を補佐する。
5. 常務理事は、社会福祉法人法第 4 5 条の 1 6 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。
6. この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

また副理事長および常務理事は、理事長が理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

3. 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとすることができる。

4. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員および会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに耐えないとき。

2. 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに耐えないとき。

3. 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(顧問)

第23条 理事会及び評議員会において必要と認めたときは、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会及び評議員会の諮問に応じて、この法人の事業に対する援助を行う。
3. 顧問は、理事会及び評議員会の承認を得て、理事長が委嘱する。

(職員)

第24条 この法人に職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べるときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。なお、公益事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 大阪市浪速区日本橋五丁目28番2所在の石井記念愛染園附属愛染橋病院
敷地 (2,190.71 平方メートル)
- (2) 大阪市浪速区日本橋五丁目102番4所在の石井記念愛染園附属愛染橋病院
敷地 (272.09 平方メートル)
- (3) 大阪市浪速区日本橋五丁目111番3所在の石井記念愛染園附属愛染橋病院
敷地 (3.86 平方メートル)
- (4) 大阪市浪速区日本橋東二丁目10番8所在の認定こども園愛染橋保育園
敷地 (323.63 平方メートル)
- (5) 大阪市浪速区日本橋東二丁目10番地11、10番地26所在の(家屋番号10番11の2)鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
認定こども園愛染橋保育園
園舎 1棟 (138.88 平方メートル)
- (6) 大阪市浪速区日本橋東二丁目10番11所在の認定こども園愛染橋保育園
敷地 (49.65 平方メートル)
- (7) 大阪市浪速区日本橋東二丁目10番26所在の認定こども園愛染橋保育園
敷地 (120.68 平方メートル)
- (8) 大阪市住之江区南港東一丁目4番4-2所在の鉄骨鉄筋コンクリート造16階建のうち1階部分認定こども園愛染園南港東保育園
園舎 (760.04 平方メートル)
- (9) 大阪市浪速区日本橋五丁目31番地1、102番地1所在の(家屋番号31番1の2)鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
特別養護老人ホーム「あいぜん」
建物 1棟 (3,898.30 平方メートル)
- (10) 大阪市浪速区日本橋東二丁目10番6所在の認定こども園愛染橋保育園
敷地 (95.90 平方メートル)
- (11) 大阪市浪速区日本橋東二丁目10番12所在の認定こども園愛染橋保育園
敷地 (80.13 平方メートル)
- (12) 大阪市浪速区日本橋東二丁目10番13所在の認定こども園愛染橋保育園
敷地 (323.63 平方メートル)
- (13) 大阪市浪速区日本橋五丁目28番地2、102番地4、102番地1所在の(家屋番号28番2)鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付10階建
石井記念愛染園附属愛染橋病院
建物 1棟 (14,111.28 平方メートル)
- (14) 大阪市浪速区日本橋東二丁目10番地13、10番地8、10番地12所在の(家屋番号10番13の2)
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
認定こども園愛染橋保育園

園舎 1 棟 (853.72 平方メートル)

附属建物(倉庫)(符号 1)軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建(7.47 平方メートル)

(符号 2)軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建(7.47 平方メートル)

(15) 大阪市浪速区大国二丁目 1 1 1 番地 3、1 1 1 番地 1、1 1 1 番地 2、1 1 1 番地 6
(家屋番号 1 1 1 番 3)

鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

認定こども園大国保育園

園舎 1 棟 (676.87 平方メートル)

附属建物(便所・倉庫)鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建(7.8 平方メートル)

3. その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4. 公益事業用財産は、第 1 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 1 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 3 2 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 3 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 4 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、

定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解 散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人石井記念愛染園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告で行うことができる。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事	大 原 総一郎
同	今 村 荒 男
同	湯 浅 豊太郎
同	鈴 木 剛
同	吉 松 信 宝
同	飯 島 幡 司
同	中 橋 武 一
同	西 川 為 雄
同	鷹 津 繁 義
同	富 田 真里子
監 事	翁 孝 文

附則

変更後の定款は、令和7年6月18日から施行する。